

令和8年6月19日 条例第9号

みんなで創るひえづ未来会議条例

日吉津村総合振興計画審議会条例（昭和47年日吉津村条例第54号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づきみんなで創るひえづ未来会議(以下「未来会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 未来会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 村長の諮問に応じ日吉津村総合計画の策定、その他必要な調査、研究及び審議に関すること。
- (2) 日吉津村人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第2条に規定する基本理念にのっとり、日吉津村における、まち・ひと・しごと創生に関する総合的かつ計画的な施策(以下「日吉津村総合戦略」という。)の策定に関すること。
- (4) 日吉津村総合戦略の評価及び検証に関すること。
- (5) その他、日吉津村総合計画及び本村の地方創生に関すること。

（組織）

第3条 未来会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる区分のうちから適任者を募り、村長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 未来会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、未来会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 未来会議は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の任命後初めての会議は、村長が招集する。
- 3 未来会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 未来会議の庶務は、日吉津村総合計画の所管課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、未来会議の運営等に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日吉津村地方創生推進会議設置要綱の廃止)

2 日吉津村地方創生推進会議設置要綱（平成 27 年日吉津村要綱第 4 号）は、廃止する。

別表(第 3 条関係)

区分	備考
住民	住民代表
産	産業界
官	行政機関
学	教育機関
金	金融機関
労	労働団体
言	報道機関等
士	士業